

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

阪神大震災関係

Q：この度、政府は阪神大震災で被災した最低資本金未達会社を救済する法律を成立させたと聞きました。私の会社は、本店が神戸に登記されていますが、実際の本社機能は、東京にあります。この法律は、我が社に適用されるのでしょうか。

A：「阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣言及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律」により、「平成7年1月17日において大阪府及び兵庫県内の区域内に登録された本店が所在していた株式会社及び有限会社」については、猶予期限が平成8年3月31日から1年間延長され、平成9年3月31日となりました。

この法律の対象会社は、被災は要件でなく平成7年1月17日時点で大阪府又は兵庫県内に本店登記していたすべての会社です。本社機能の有無は関係ありません。

ご質問の場合、本店の登記が神戸でされていますので、この法律の適用があります。

国税庁が告示指定している地域内の法人・個人に対する申告・納期限の延長については法人税・所得税・消費税・相続税等は、5月末まで、大きな被害を受けた個人の所得税・消費税は、平成8年3月末までで、平成6年分と7年分の申告を同時に行うことができます。

